

横 浜 市
横浜駅周辺地区道路特定事業計画

平成18年9月

横浜市道路局

横浜市
横浜駅周辺地区道路特定事業計画

【目次】

1. はじめに	1
2. 交通バリアフリー法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	2
4. 道路特定事業計画とは	3
5. 整備方針	3
6. 整備計画	5
(1) 個別経路の事業計画	
(2) 道路特定事業計画の対象経路	
(3) その他の取組み内容	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	23

1. はじめに

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称：交通バリアフリー法)」が施行されました。

これを受け横浜市では、都心・副都心の主要駅周辺地区で基本構想の策定を進めています。そこで「横浜都心」に位置づけられている、横浜駅周辺地区を対象とした「横浜駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を平成18年8月に策定しました。

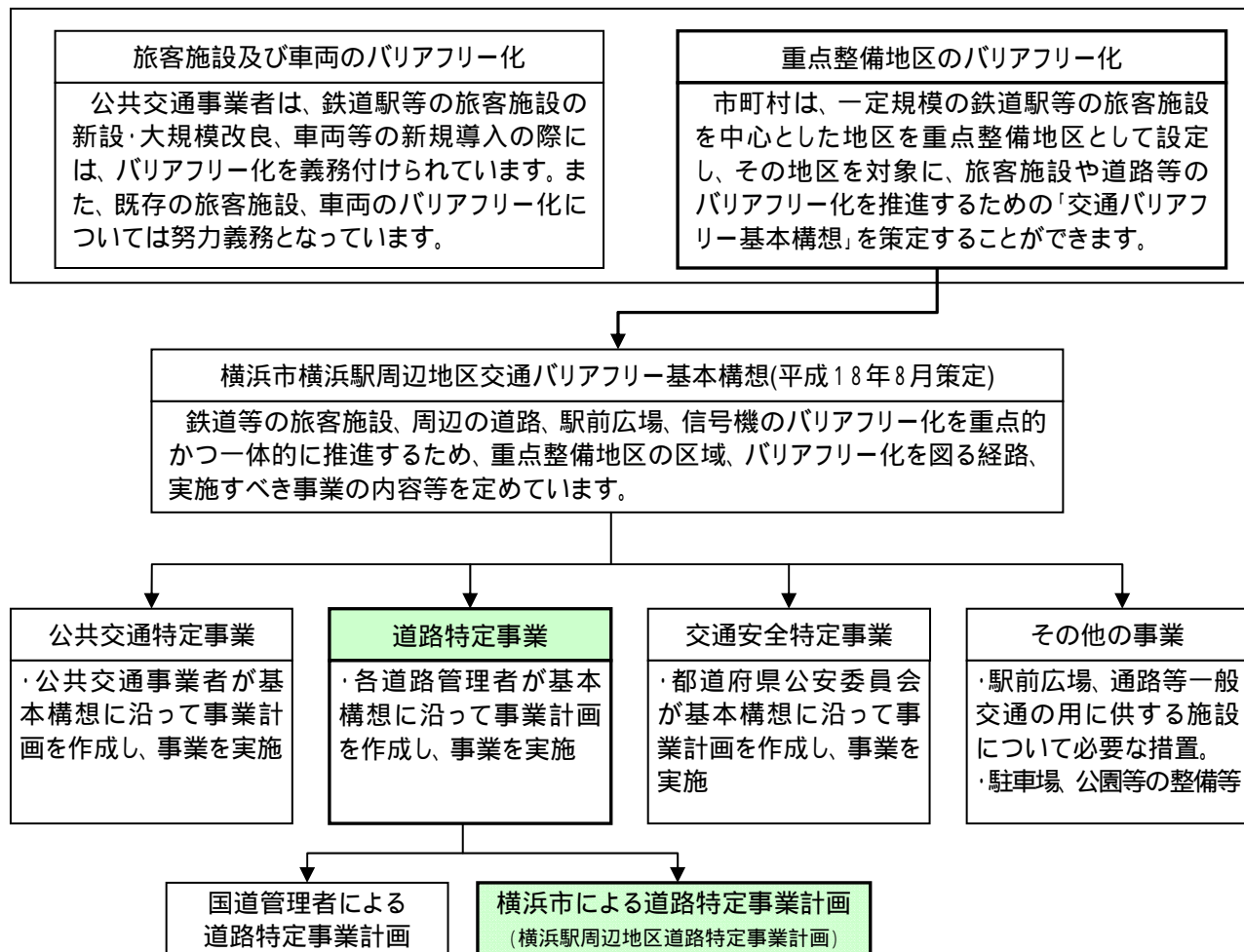
道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. 交通バリアフリー法の仕組み

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性および安全性の向上を図るため「旅客施設及び車両のバリアフリー化」と「重点整備地区のバリアフリー化」の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

その1つの柱である「重点整備地区のバリアフリー化」を推進するために、学識経験者、高齢者、障害者等の市民の方々、関係する事業者及び行政機関などから構成される地区ごとの部会で検討を重ねて、「交通バリアフリー基本構想」が策定されました。

この基本構想に沿って策定した「道路特定事業計画」に基づき、平成22年までに事業を実施していきます。



3．重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

平成18年8月に策定された「横浜市横浜駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において、「特定経路」と「準特定経路」が定められています。

■ 特定経路

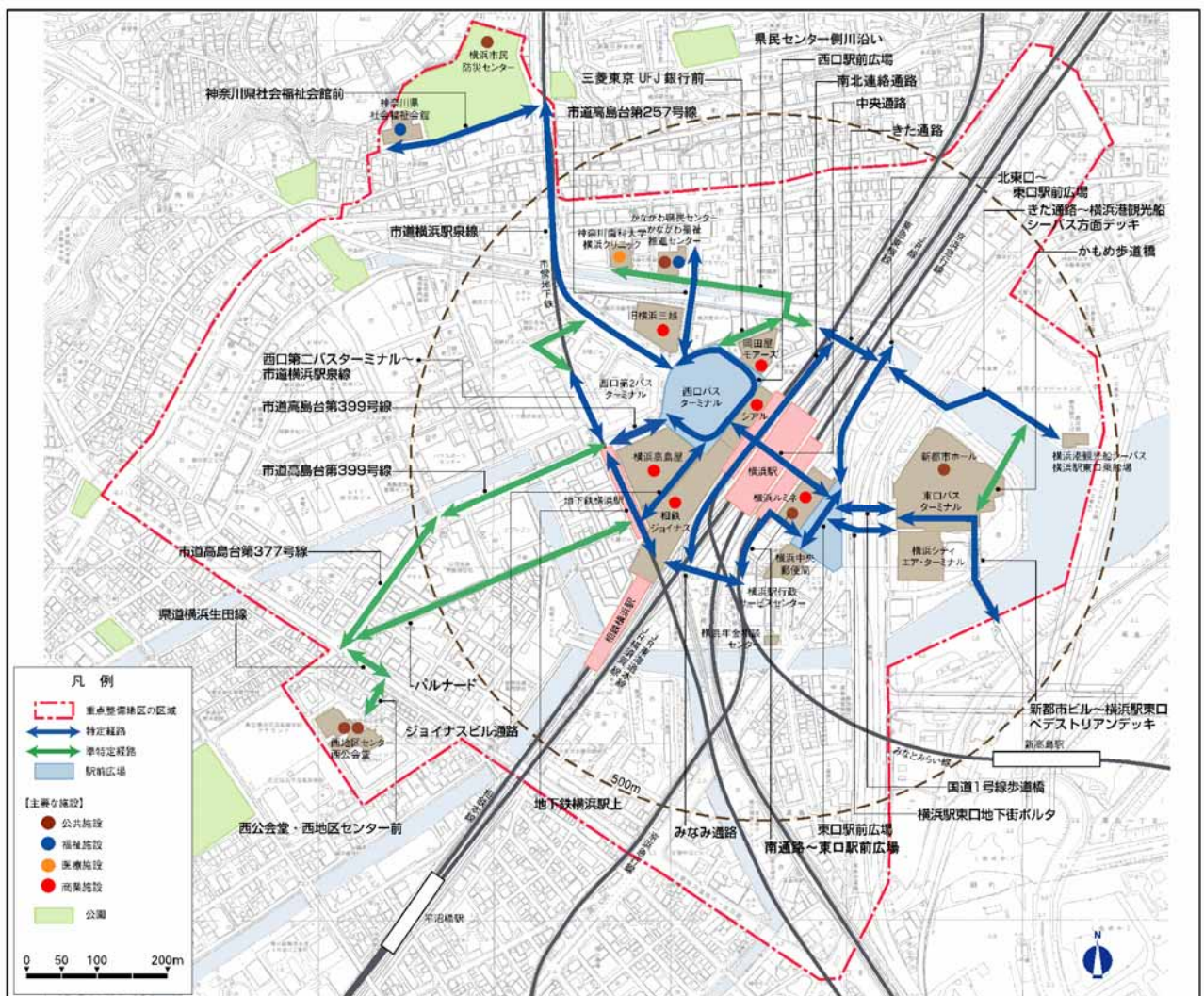


- ・原則として、平成22年までに「交通バリアフリー法」に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
- ・現段階において、「横浜市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

■ 準特定経路



- ・基本構想等の検討で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路



4．道路特定事業計画とは

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため「旅客施設及び車両のバリアフリー化」と「重点整備地区のバリアフリー化」の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

道路特定事業を実施する「道路の区間」
区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
その他の道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

*重点整備地区：利用者が相当数である鉄道駅などの旅客施設を中心としたおおむね500mの範囲(徒歩圏)に公共施設、福祉施設などの主要な施設が立地している地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を実施していく区域

5．整備方針

(1)目標年次

「特定経路」や「準特定経路の一部」については、平成22年までに整備を実施します。
(経路の種別については「3．重点整備地区とバリアフリー化を図る経路」を参照)

(2)整備レベルの設定

平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、地域特性や周辺沿道状況を考慮して、部分的な改修等によりバリアフリー化に向けた整備を実施します。

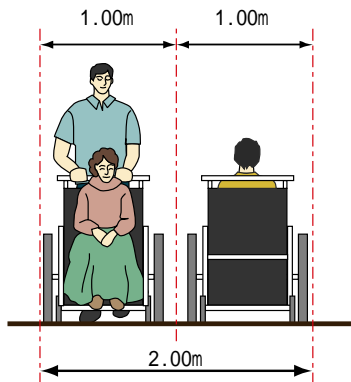
なお、効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮して整備レベルを決定しています。

(3) 道路の移動円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

「道路の移動円滑化整備ガイドライン」及び「よこはまの道 バリアフリー整備ガイドライン（横浜市）」を基本とした整備を実施します。

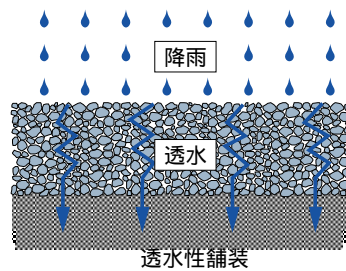
歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2 m以上確保する。



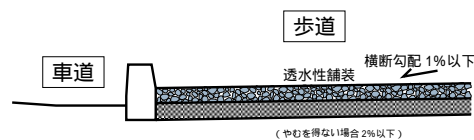
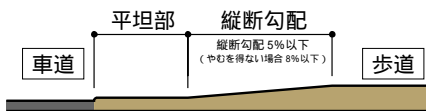
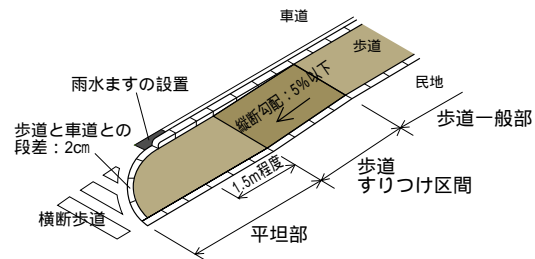
舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。（透水性舗装等）



歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2 cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。（周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。）
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄の駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。

視覚障害者誘導用ブロックの設置例



6. 整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画を示します。

なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算等により計画の見直しを実施することがあります。

(1) 個別経路の事業計画

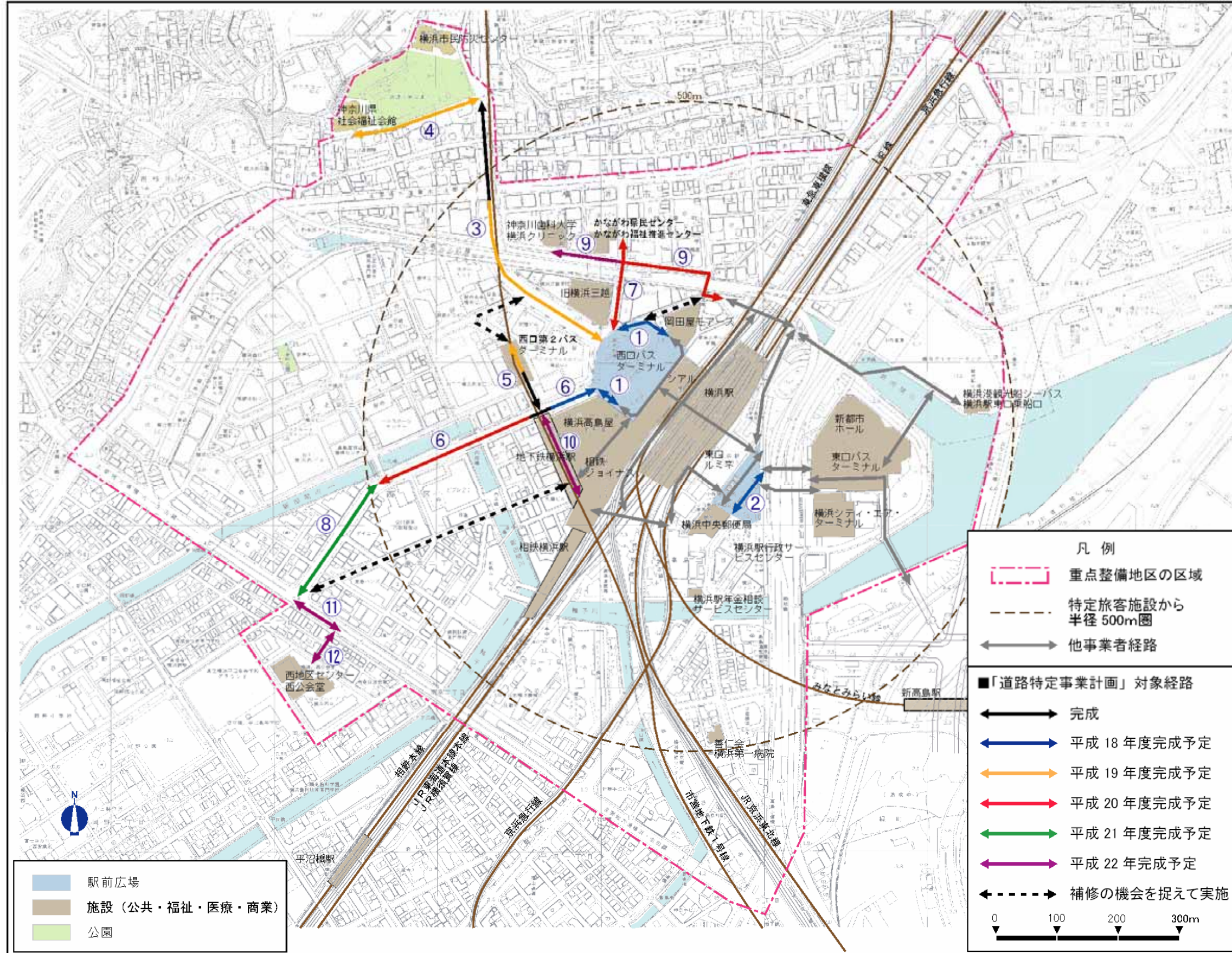
事業路線・箇所				事業内容と事業量													事業実施予定期間						
経路名	事業区間	道路延長(m)		経路種別		歩行空間の確保		道路構造の改修					視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修									その他	
				特定 経路	準 特定 経路	歩道の 新設	歩道の 拡幅	全面改修	歩道の部分改修					経路誘導の連続敷設		交差点部等の部分敷設						車止め の改修	
									段差・す りつけ勾 配の改修	横断勾配 の改修	縦断勾配 の改修	舗装材の 改修	排水施設 の改修	新設	改修	新設							改修
				m	m	m	箇所	箇所	箇所	m ²	箇所	m	m	箇所	箇所	箇所							
西口駅前広場	-1高島屋前～市道高島台第161号線	120	30											30		4	2						
	-2横浜銀行前～市道高島台第91号線		90													1		1					
東口駅前広場	東口駅入口～バス停留所		170								1				40	103	1	6					
市道横浜駅泉町線	西口駅前広場～沢渡中央公園入口		450	130m 整備済み							1	1			262	44	4	3					
県社会福祉会館前	沢渡中央公園入口～社会福祉会館		190					190								135	1	2	1				
西口第2バスターミナル	高島屋交差点～西口第2バスターミナル		110	70m 整備済み											23		2	2					
市道高島台第161・197号線	-1西口駅前広場～高島屋交差点	380	100	5m 整備済み											77			6					
	-2高島屋交差点～一之橋		280	5m 整備済み							7	1	1			241			7				
市道高島台第91号線	西口駅前広場～かながわ県民センター前		130								1		1			63		7					
市道高島台第197号線	一之橋～岡野交差点		200								4	2			170			4					
県民センター側川沿い	-1きた通路西口広場～西鶴屋橋	270	170					120							163		1	2	1				
	-2西鶴屋橋～横浜クリニック前		100					100							95		2		2				
地下鉄横浜駅上	相鉄横浜駅入口～市道高島台161号線		140								1				121		4	2					
県道横浜生田線	岡野交差点～西地区センター入口		80								2				68			4					
西公会堂・西地区センター前	県道横浜生田線～西公会堂西地区センター		60								5				38		3	2	2				
～ 整備対象経路 合計		2,090 m																					
整備済み経路 合計		210 m																					
総合計		2,300 m																					

その他基本構想による経路

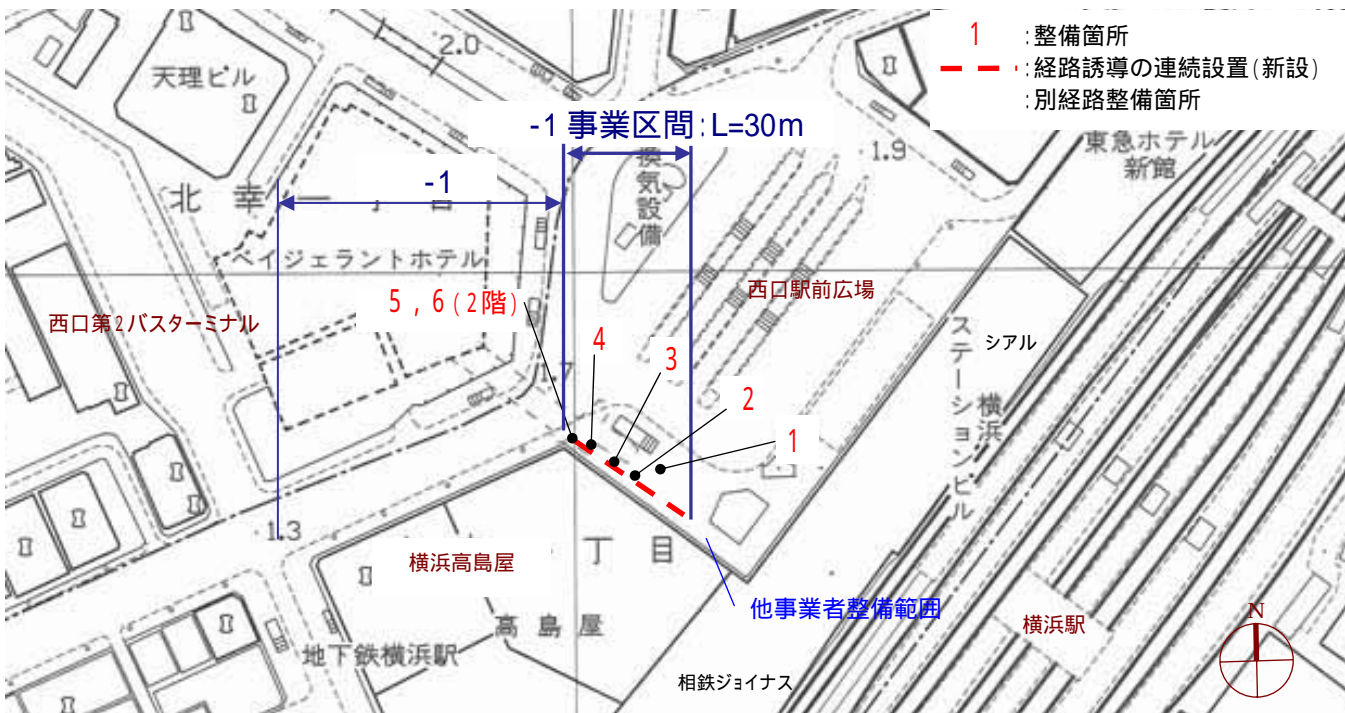
・準特定経路 : 三菱東京 UFJ 銀行前、パルナード、天理ビル東側

・他事業者経路 : きた通路、中央通路、みなみ通路、南北連絡通路、東口駅前広場、国道1号線歩道橋、横浜駅東口地下街ポルタ、ジョイナスビル通路、きた通路東口～東口駅前広場
新都市ビル～横浜駅東口ペDESTリアンデッキ、かもめ歩道橋、きた通路～横浜港観光船シーバス方面デッキ、みなみ通路～東口駅前広場(駅側)

(2) 道路特定事業計画の対象経路



道路特定事業計画書【特定経路】					
経路名	-1 西口駅前広場（市道高島台第94号線）				
事業区間	高島屋前～市道高島台第161号線				
道路延長	30m				
事業予定年度	平成18年度				
【整備方針】					
西口第2バスターミナル方面や西公会堂方面へ至る経路で、幅員が広くおおむね平坦で歩きやすい歩道である。					
そこで、「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。					
【事業内容】					
整備項目	事業量	箇所番号	備考		
歩行空間の確保					
歩道の新設	m	-			
歩道の拡幅	m	-			
道路構造の改修					
全面改修	m	-			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-		
	横断勾配の改修	箇所	-		
	縦断勾配の改修	箇所	-		
	舗装材の改修	m ²	-		
	排水施設の改修	箇所	-		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	30	図示	
	改修	m	-		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	4	2～5	ベデEV前 ベデ階段前
	改修	箇所	2	1,6	地下街階段前・ベデ 階段上
その他					
車止めの改修	箇所	-			
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					
鉄道事業者と調整を図り実施					



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 -2 西口駅前広場（市道高島台第 94 号線）
 事業区間 横浜銀行前～市道高島台第 91 号線
 道路延長 90m
 事業予定年度 平成 18 年度

【整備方針】

かながわ県民センター方面や県社会福祉会館方面へ至る経路で、幅員が広くおおむね平坦で歩きやすく、「視覚障害者誘導用ブロック」が連続敷設された歩道である。

そこで、「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修や「車止め」の改修を実施する。

【事業内容】

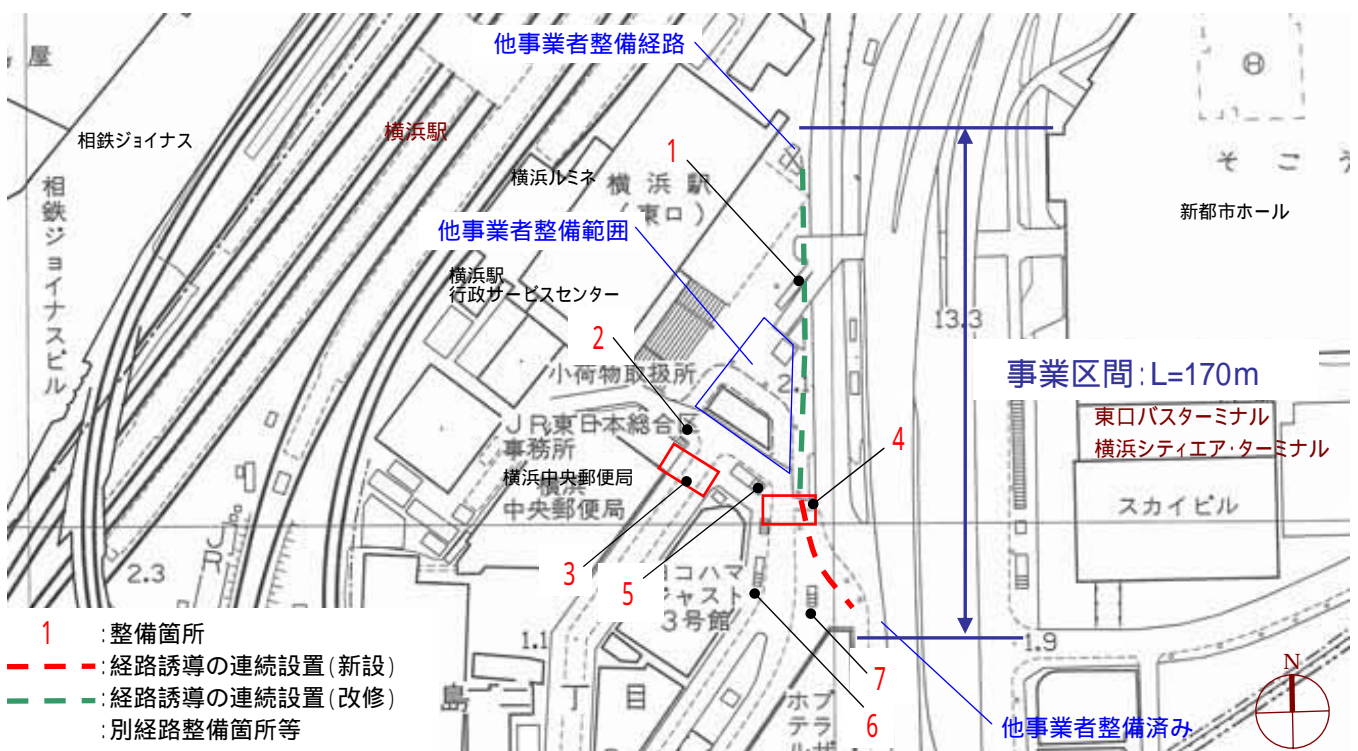
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の 신설	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-	
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	1
	改修	箇所	-	
その他				
車止めの改修	箇所	1	2	位置変更

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

鉄道事業者との調整を図り実施



道路特定事業計画書【特定経路】				
経路名	東口駅前広場（市道高島台第207号線 他）			
事業区間	東口駅入口～バス停留所			
道路延長	170m			
事業予定年度	平成18年度			
【整備方針】				
バス停留所方面へ至る経路で、幅員が広くおおむね平坦で歩きやすい歩道である。 そこで、「段差・すりつけ勾配」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	1	4
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	40	図示
	改修	m	103	図示
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	5
	改修	箇所	6	1～4,6,7
その他				
車止めの改修	箇所	-		
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
鉄道事業者との調整を図り実施				



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 市道横浜駅泉町線（市道高島台第94号線、六角橋394号線）
 事業区間 西口駅前広場～沢渡中央公園入口
 道路延長 450m
 事業予定年度 平成18～19年度

【整備方針】

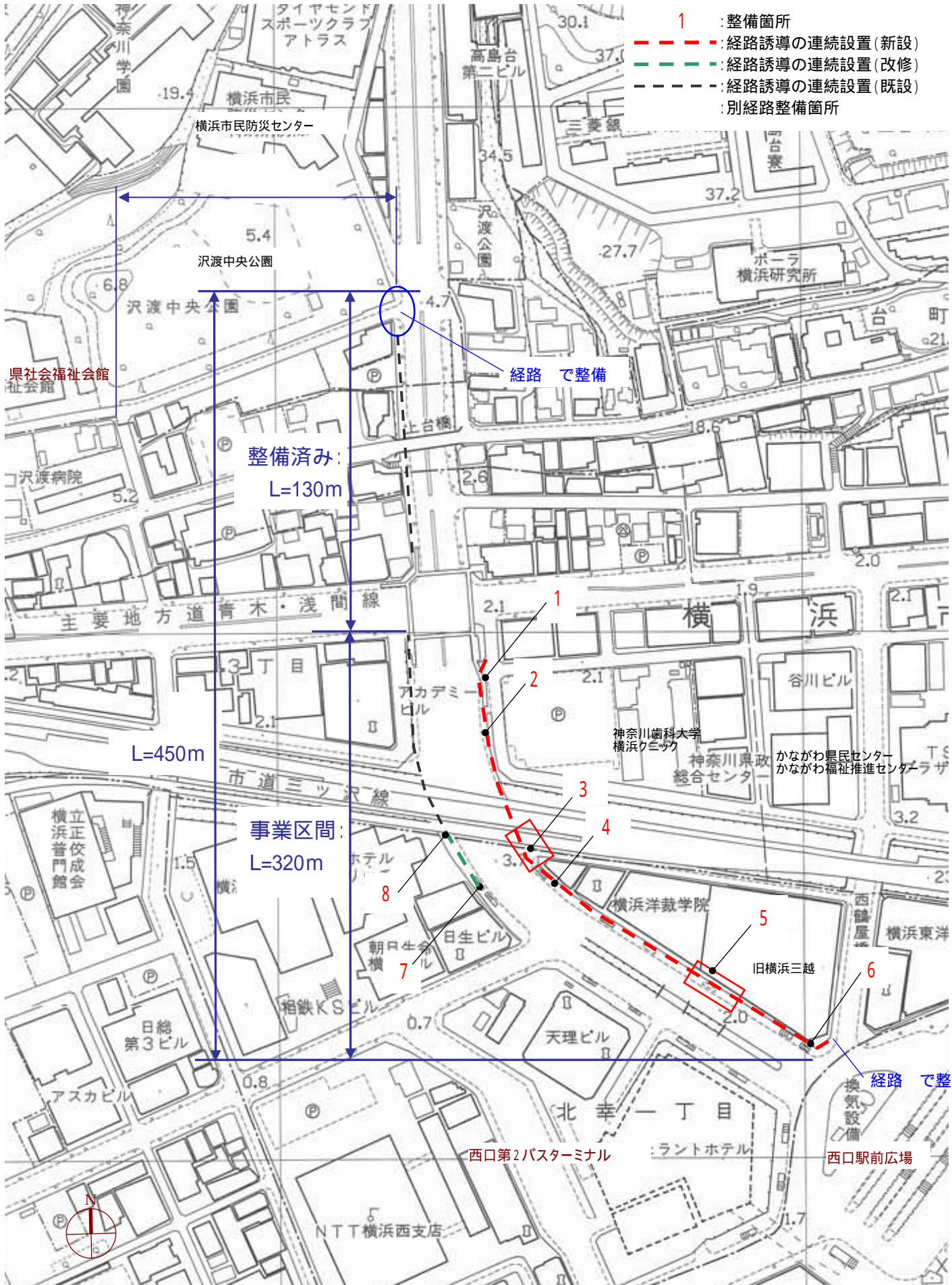
県社会福祉会館方面へ至る経路で、幅員が広くおおむね平坦で歩きやすい歩道であるが、鶴屋町歩道橋手前のすりつけ勾配が急である。

そこで、「段差・すりつけ勾配」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

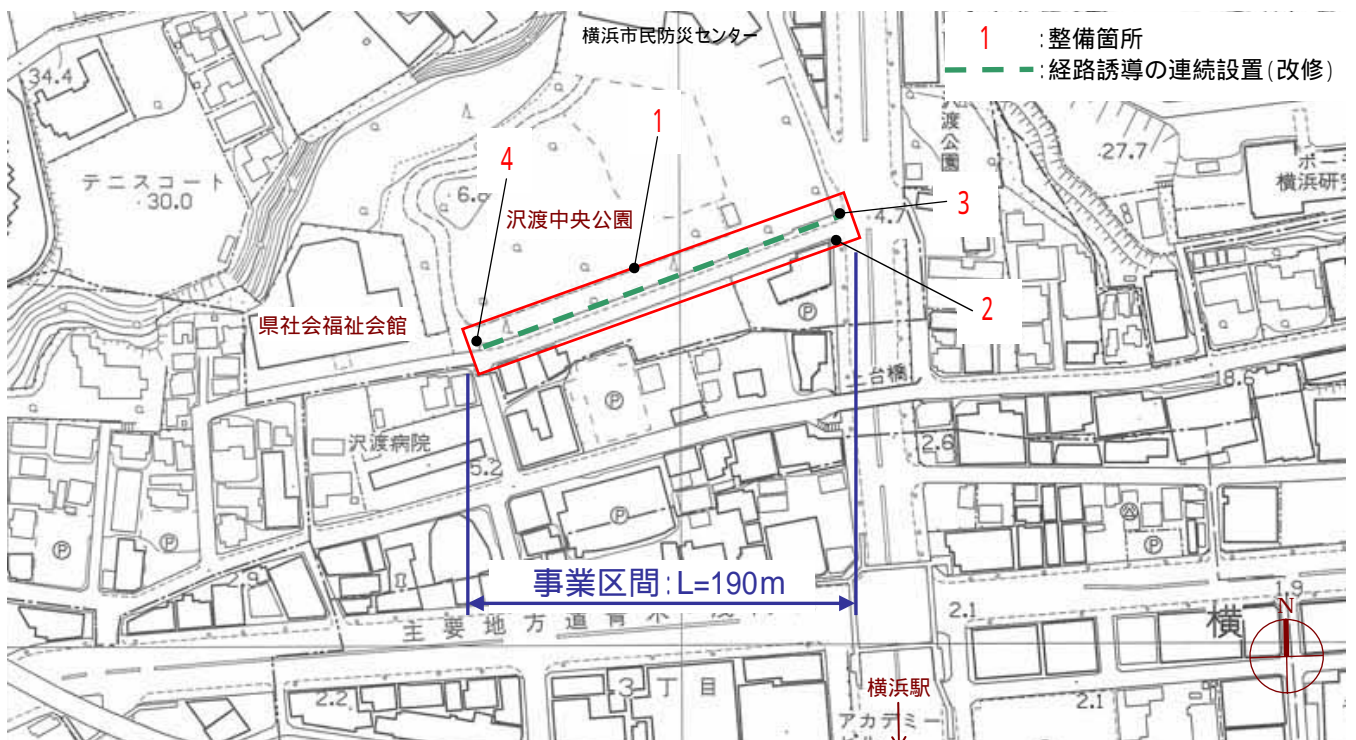
【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の 部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	1	1
	横断勾配の改修	箇所	1	5
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	262	図示
	改修	m	44	図示
交差点等の部分敷設	新設	箇所	4	1,2,4,6
	改修	箇所	3	3,7,8
その他				
車止めの改修	箇所	-		

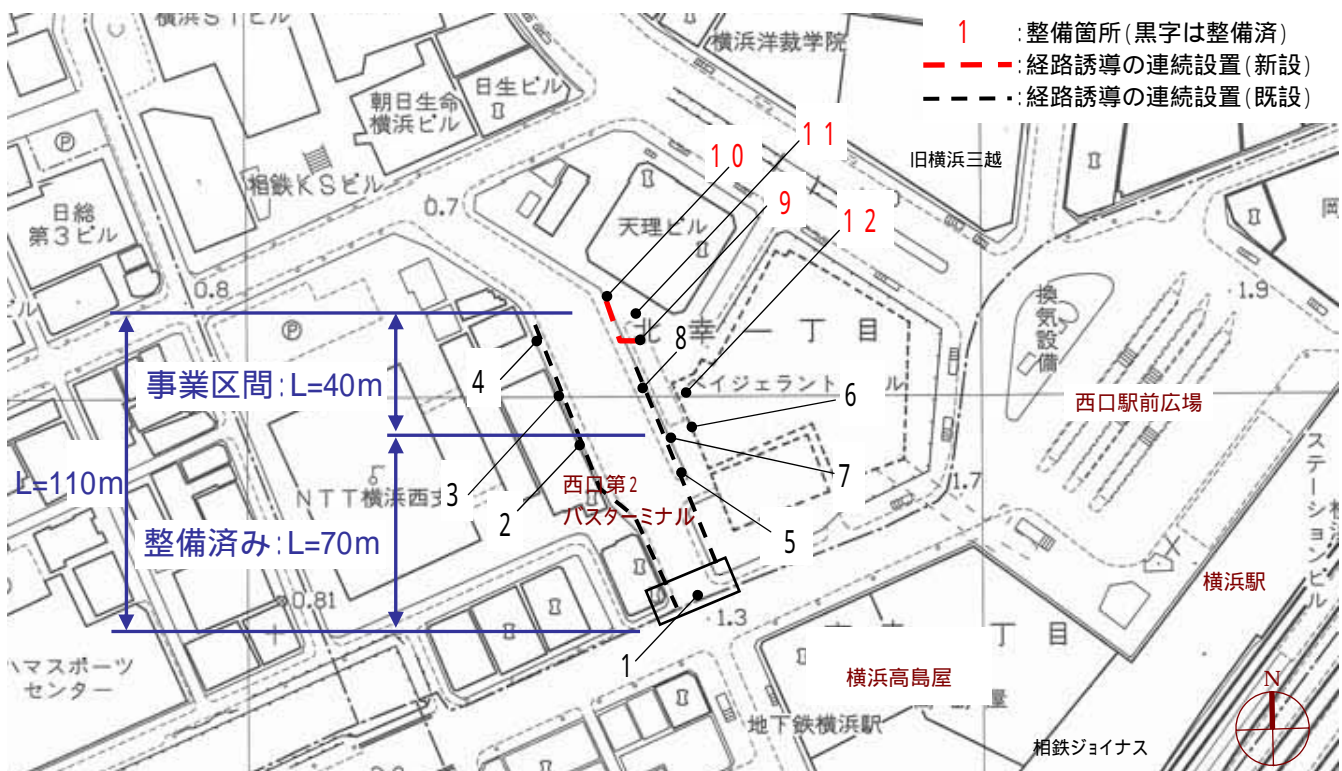
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【特定経路】				
経路名	県社会福祉会館前（市道高島台第20号線）			
事業区間	沢渡中央公園入口～県社会福祉会館			
道路延長	190m			
事業予定年度	平成18～19年度			
【整備方針】				
沢渡中央公園の敷地を含め有効幅員が確保された経路である。 そこで、「舗装材」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修などの全面改修を実施する。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	190	1	
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-	
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	135	図示
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	4
	改修	箇所	2	2,3
その他				
車止めの改修	箇所	1	4	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
県社会福祉会館の協力が必要（敷地内の視覚障害者誘導用ブロックの改修） 市環境創造局と調整を図り実施				



道路特定事業計画書【特定経路】						
経路名		西口第2バスターミナル(市道高島台第160号線)				
事業区間		高島屋交差点~西口第2バスターミナル				
道路延長		110m				
事業予定年度		平成19年度				
【整備方針】						
西口第2バスターミナル方面へ至る経路で、有効幅員が確保され歩きやすい歩道である。						
H17年度に引き続き、横断歩道橋の階段やエレベーター乗降口に「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。						
【事業内容】						
整備項目			事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保						
歩道の 신설		m	-			
歩道の拡幅		m	-			
道路構造の改修						
全面改修		m	-			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-			
	横断勾配の改修	箇所	-			
	縦断勾配の改修	箇所	-			
	舗装材の改修	m ²	-			
	排水施設の改修	箇所	-			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
経路誘導の連続敷設	新設	m	23	図示	バス降車場前部	
	改修	m	-			
交差点等の部分敷設	新設	箇所	2	(2~8),9,10	2~8,H17整備済	
	改修	箇所	2	(1),11,12	1はH17整備済	
その他						
車止めの改修		箇所	-			
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 -1 市道高島台第 161・197 号線（市道高島台第 161 号線）
 事業区間 西口駅前広場～高島屋交差点
 道路延長 100m
 事業予定年度 平成 18 年度

【整備方針】

西口第 2 パスターミナル方面や西公会堂方面へ至る経路で、有効幅員が確保され歩きやすい歩道である。そこで、H17 年度に引き続き、「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	(1)	H17 整備済
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	77	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	6	2～7 5は歩道橋既設部
その他				
車止めの改修	箇所	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【準特定経路】

経路名 -2 市道高島台第 161・197 号線（市道高島台第 161 号線、同第 197 号線）
 事業区間 高島屋交差点～一之橋
 道路延長 280m
 事業予定年度 平成 19～20 年度

【整備方針】

西公会堂、西地区センター方面へ至る経路で、有効幅員は確保されているが、歩道の段差・すりつけ勾配や縦断・横断勾配が急で、基準に沿った整備は望めない箇所もある。

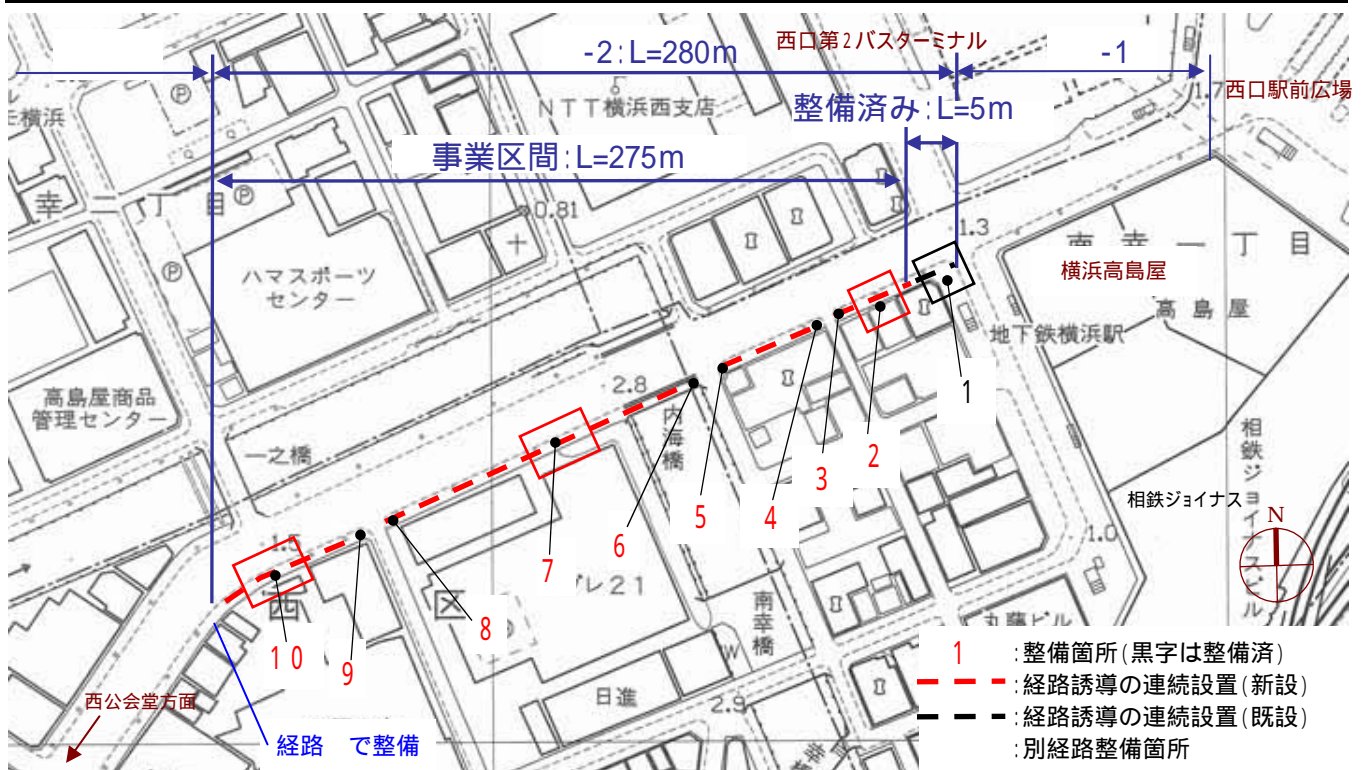
そこで、「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を優先して実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	7	(1), 3～6, 8～10
	横断勾配の改修	箇所	1	7
	縦断勾配の改修	箇所	1	2
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	241	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	7	(1), 3～6, 8～10
その他				
車止めの改修	箇所	-	(1)	1は H17 整備済

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

機会を捉えて、段差・すりつけ勾配の改修のための整備の検討が必要（交差点部、車両乗入れ部等）



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 市道高島台第91号線（市道高島台第91号線）
 事業区間 西口駅前広場～かながわ県民センター前
 道路延長 130m
 事業予定年度 平成19～20年度

【整備方針】

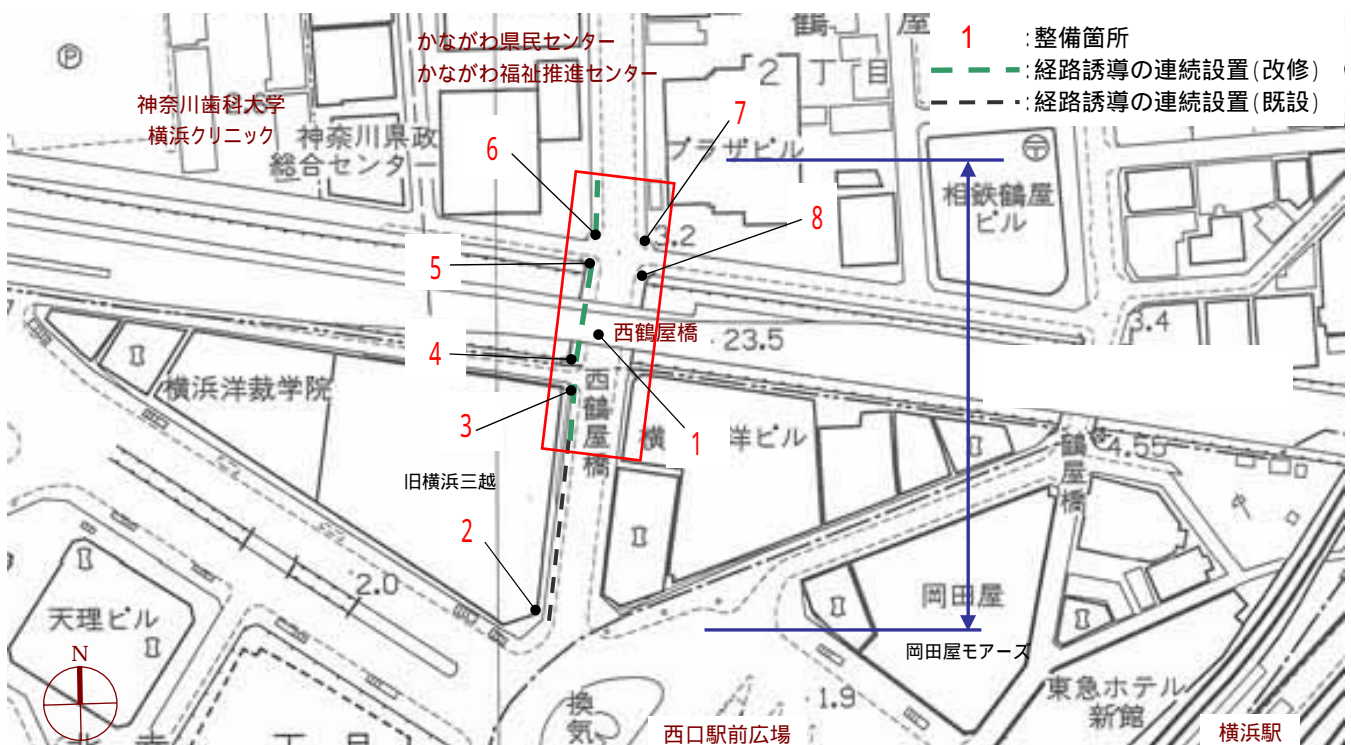
かながわ県民センター方面へ至る経路で、歩道は広いが西鶴屋橋の前後で縦断勾配が急である。そこで、「段差・すりつけ勾配」や「縦断勾配」の改修及び「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保					
歩道の新設	m	-			
歩道の拡幅	m	-			
道路構造の改修					
全面改修	m	-			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	1	2	
	横断勾配の改修	箇所	-		
	縦断勾配の改修	箇所	1	1	車道嵩上げ
	舗装材の改修	m ²	-		
	排水施設の改修	箇所	-		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	-		
	改修	m	63	図示	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-		
	改修	箇所	7	2～8	
その他					
車止めの改修	箇所	-			

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

かながわ県民センターの協力が必要
 （敷地内の段差・すりつけ勾配の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修）

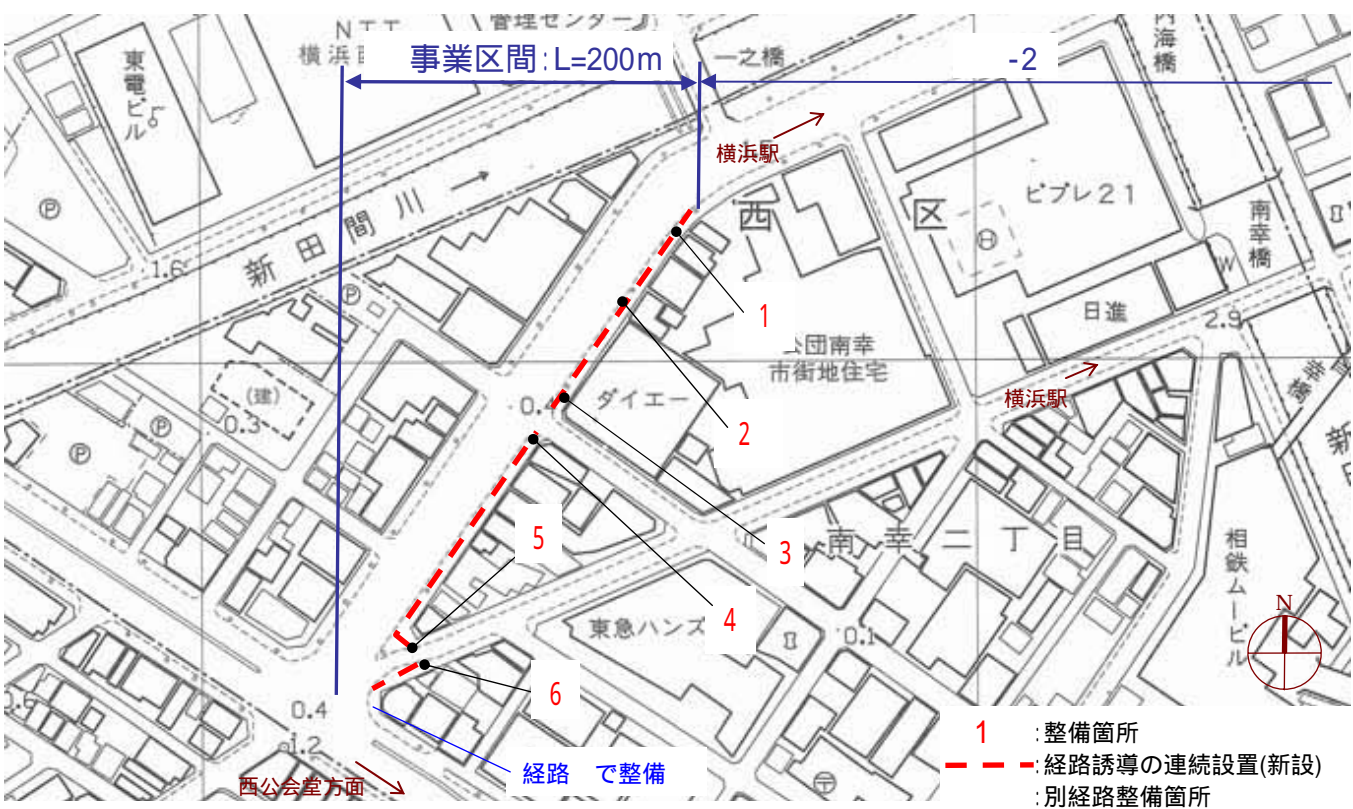


道路特定事業計画書【準特定経路】	
経路名	市道高島台第197号線（市道高島台第197号線）
事業区間	一之橋～岡野交差点
道路延長	200m
事業予定年度	平成21年度

【整備方針】
西公会堂、西地区センター方面へ至る経路で、有効幅員は確保されているが、歩道の段差・すりつけ勾配が急で、基準に沿った整備は望めない箇所もある。
そこで、「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を優先して実施する。

整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保					
歩道の新設	m	-			
歩道の拡幅	m	-			
道路構造の改修					
全面改修	m	-			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	4	3～6	
	横断勾配の改修	箇所	2	1,2	車両乗入部
	縦断勾配の改修	箇所	-		
	舗装材の改修	m ²	-		
	排水施設の改修	箇所	-		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	170	図示	
	改修	m	-		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-		
	改修	箇所	4	3～6	
その他					
車止めの改修	箇所	-			

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】
機会を捉えて、段差・すりつけ勾配の改修のための整備の検討が必要（交差点部、車両乗入れ部等）



道路特定事業計画書【準特定経路】

経路名 -1 県民センター側川沿い(市道高島台第98号線 他)
 事業区間 きた通路西口広場～西鶴屋橋
 道路延長 170m
 事業予定年度 平成19～20年度

【整備方針】

かながわ県民センター、神奈川歯科大学横浜クリニック方面へ至る経路で、歩道が階段(一部スロープ)であるため、車椅子などの通行が困難となっている。

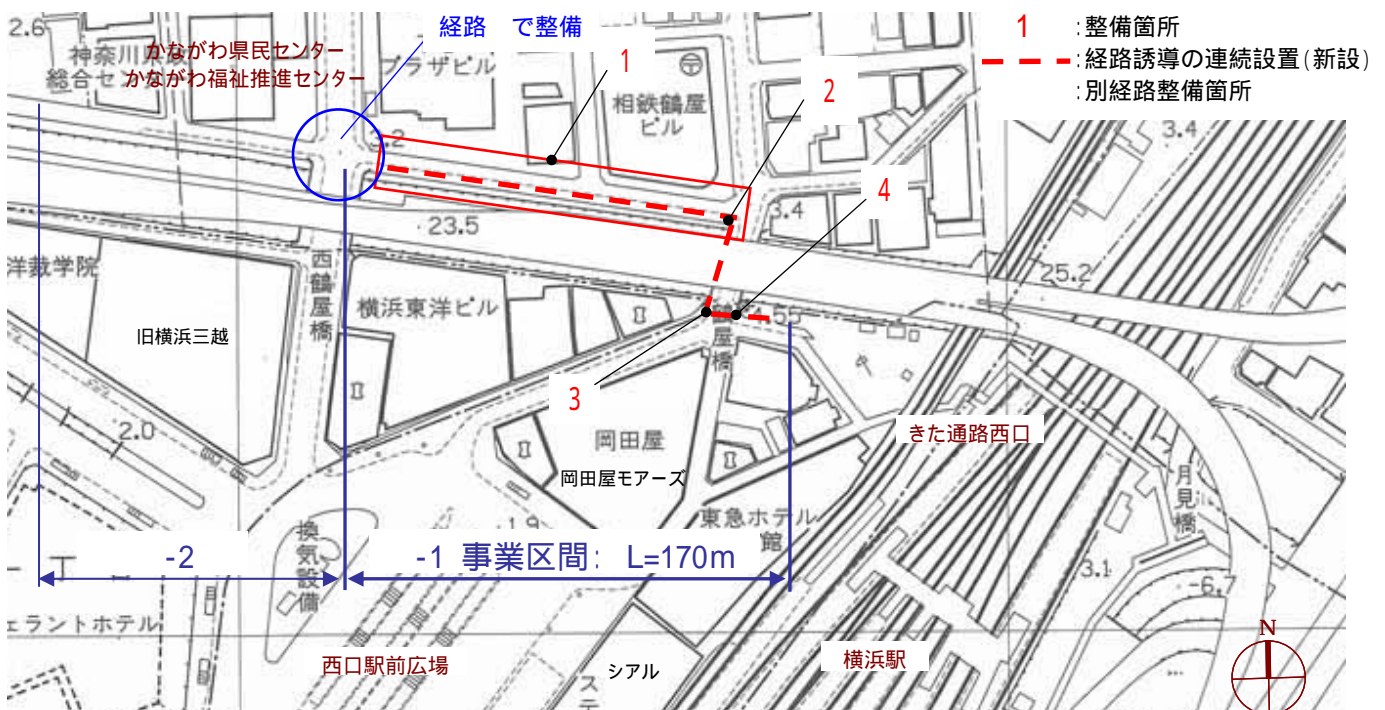
そこで、川沿いの経路については、「段差・すりつけ勾配」や「視覚障害者誘導用ブロック」などの全面改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	120	1	
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-	
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	163	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	3
	改修	箇所	2	2,4
その他				
車止めの改修	箇所	1	1	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

河川管理者、首都高速道路株式会社と調整を図り実施



道路特定事業計画書【準特定経路】

経路名 -2 県民センター側川沿い(市道高島台第97号線)
 事業区間 西鶴屋橋～横浜クリニック前
 道路延長 100m
 事業予定年度 平成21年度～22年

【整備方針】

神奈川歯科大学横浜クリニック方面へ至る経路で、歩道が階段(一部スロープ)であるため、車椅子などの通行が困難となっている。

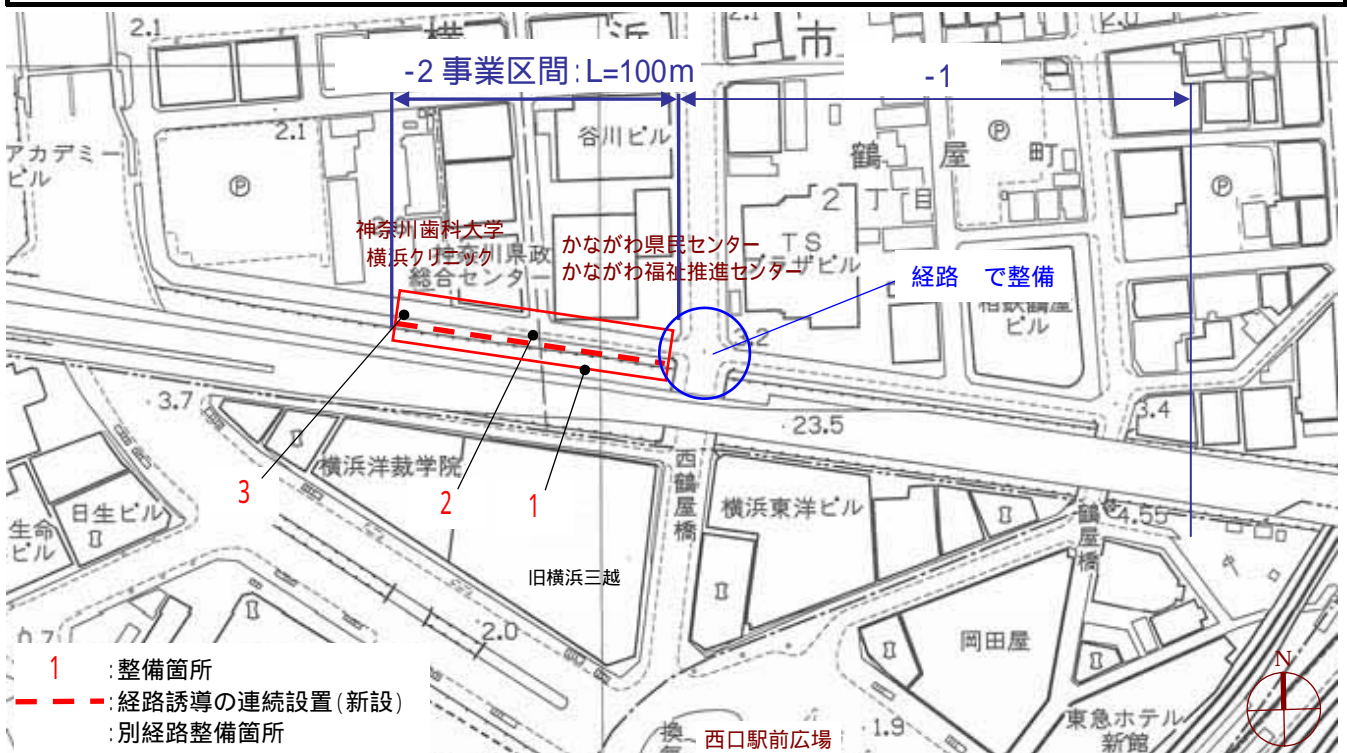
そこで、川沿いの経路については、「段差・すりつけ勾配」や「視覚障害者誘導用ブロック」などの全面改修を実施する。

【事業内容】

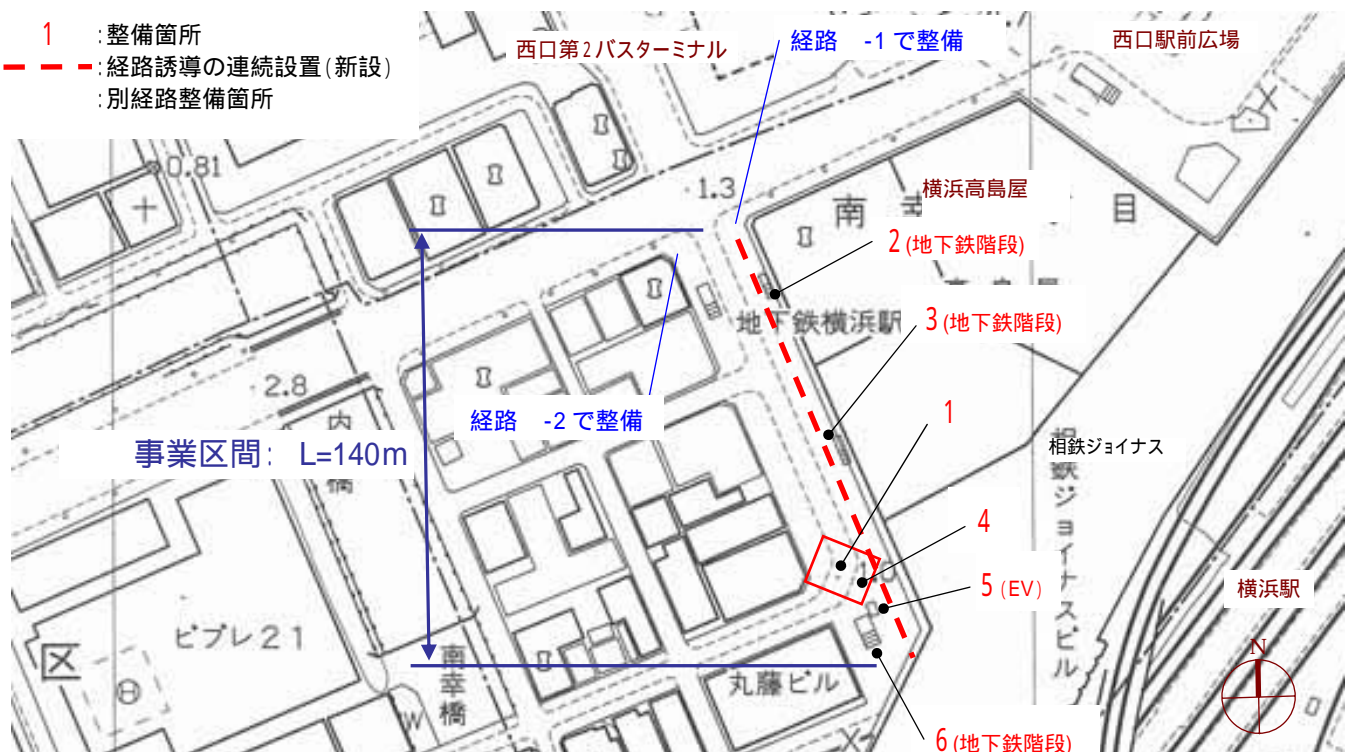
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	100	1	
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-	
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	95	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	2	2,3
	改修	箇所	-	
その他				
車止めの改修	箇所	2	2,3	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

河川管理者、首都高速道路株式会社と調整を図り実施



道路特定事業計画書【特定経路】				
経路名	地下鉄横浜駅上（市道高島台第165号線）			
事業区間	相鉄横浜駅入口～市道高島台第161号線			
道路延長	140m			
事業予定年度	平成22年			
【整備方針】				
西口第2パスターミナル方面へ至る経路で、幅員が広くおおむね歩きやすい歩道である。 そこで、「段差・すりつけ勾配」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	1	1
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	121	
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	4	2～4,6
	改修	箇所	2	1,5
その他				
車止めの改修	箇所	-		
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
再開発事業と調整が必要				



道路特定事業計画書【準特定経路】

経路名 県道横浜生田線（県道横浜生田第 1236 号線）
 事業区間 岡野交差点～西地区センター入口
 道路延長 80m
 事業予定年度 平成 22 年

【整備方針】

西公会堂、西地区センター方面へ至る経路で、歩道の段差・すりつけ勾配が急で、基準に沿った整備は望めない箇所もある。

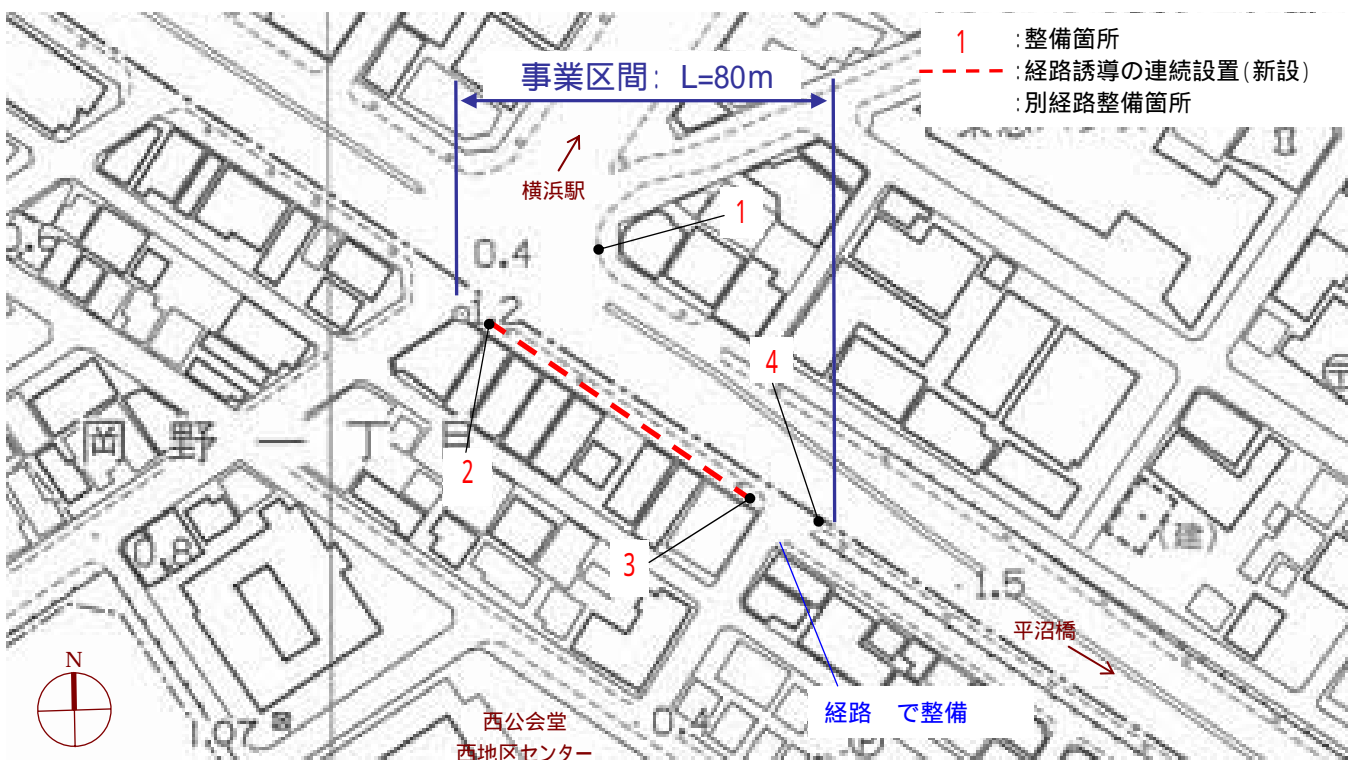
そこで、「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を優先して実施する。

【事業内容】

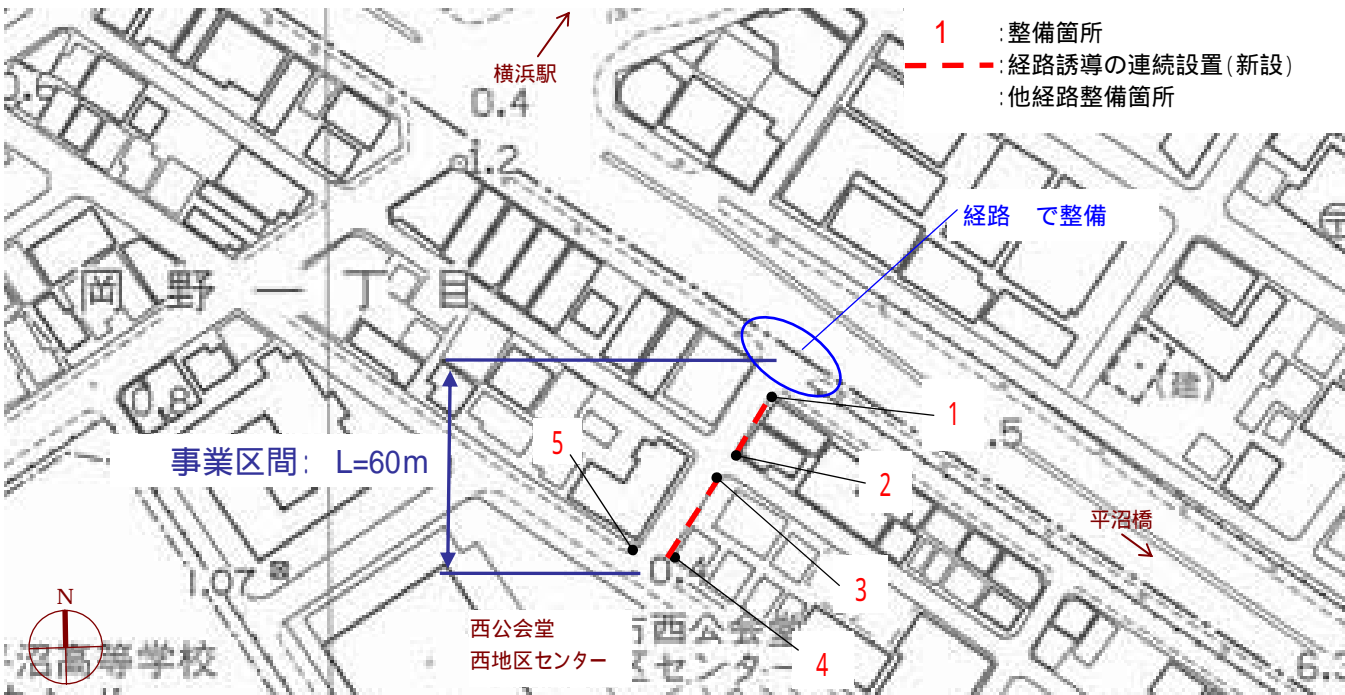
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	2	2,4
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	68	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	4	1～4
その他				
車止めの改修	箇所	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

機会を捉えて、段差・すりつけ勾配の改修のための整備の検討が必要（交差点部等）



道路特定事業計画書【準特定経路】				
経路名	西公会堂・西地区センター前（市道高島台第220号線）			
事業区間	県道横浜生田線～西公会堂・西地区センター			
道路延長	60m			
事業予定年度	平成22年			
【整備方針】				
西公会堂、西地区センター方面へ至る経路であり、有効幅員が狭い歩道である。歩道の段差・すりつけ勾配が急で、基準に沿った整備は望めない箇所もある。そこで、「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を優先して実施する。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	5	1～5
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	38	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	3	1～3
	改修	箇所	2	4,5
その他				
車止めの改修	箇所	2	2,4	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
歩道有効幅員（2m）の確保のため、機会を捉えて整備の検討が必要 西公会堂、西地区センターと調整を図り実施（敷地内の視覚障害者誘導用ブロックの改修等）				



(3) その他の取組み内容

「道路特定事業」により、バリアフリー化を図る対象経路が有効に活用されるためには、沿道をはじめとする市民の皆様の協力が不可欠です。

道路管理者として取組む内容について、次のとおり示します。

市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。

移動の妨げとなる道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。

放置自転車対策として、行政、市民や鉄道事業者等の役割分担等を示した「横浜市自転車等対策事業指針」を策定し、推進します。

7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「交通バリアフリー法」に基づき進める道路整備は、平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、一人一人がお互いを理解するとともに、すべての人が安全で快適に移動できる歩行者空間ネットワークの形成を目指しますので、皆様のご協力をお願いします。

横浜市
横浜駅周辺地区道路特定事業計画

平成18年9月
横浜市道路局施設課

横浜市中区港町1 - 1
電話：045-671-2731
FAX：045-651-6527